

奈良県訓令第七号

各部 課室

各出先機関

奈良県職員安全衛生管理規程（昭和六十二年十二月奈良県訓令第三号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第十九条の二第一項第一号中「保健予防課長」を「総務厚生センター所長」に改める。
別表第一本庁に勤務する医師の項中「美術館、奈良県文化会館」を「奈良県文化会館、美術館」に改め、「奈良公園事務所」を削る。